

阿波市がんばる事業者応援する券取扱店舗募集要項

1. 趣旨

阿波市では、本市に在住する者の家計を支援することにより、消費喚起を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復を図ることを目的に、阿波市がんばる事業者応援する券事業の取扱店舗の募集を行います。

2. 応募資格・条件

阿波市内に店舗等を有する事業者のうち、市内の店舗等に限りがんばる事業者応援する券を使用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除く。

- ①特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団又は当該暴力団もしくは当該暴力団と密接な関係を有する者が営業を行っているもの。
- ③下記5.の(7)に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。

3. 申込方法

取扱店舗として登録を希望される方は、この募集要項に同意のうえ「阿波市がんばる事業者応援する券取扱店舗登録申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、商工観光課がんばる事業者応援する券事業担当窓口へ申し込みをしてください。（郵送可）取扱店舗の登録料は無料です。

市が申込書について審査を行い、後日事業者に対し「阿波市がんばる事業者応援する券取扱店舗登録証明書」（様式第2号。以下「登録証明書」という。）を送付します。

4. 申込期間

令和4年4月14日（木）から令和4年6月10日（金）まで（当日消印有効）

申込期間内に手続きを完了した事業者は、市民の皆様宛てに7月上旬送付予定の取扱店舗一覧表に掲載します。申込期間を過ぎても随時受付は行いますが、阿波市ホームページへの追加掲載のみとなります。

5. がんばる事業者応援する券の概要

- (1)がんばる事業者応援する券の発行総額は最大2億1,600万円。
- (2)がんばる事業者応援する券の一人当たりの交付額は6,000円。
- (3)額面500円の券が2種類（①飲食サービス限定券・②共通券）、6枚ずつの計12枚綴り。
- (4)使用期間は令和4年7月15日（金）から令和5年2月28日（火）まで。
- (5)がんばる事業者応援する券は500円未満の物品には使用できません。
なお、不足分は現金で受け取り、釣銭は出さないものとします。
- (6)いかなる理由があろうとも、使用期間後の使用はできません。
- (7)がんばる事業者応援する券の使用対象とならない物品又は役務は以下のとおりとします。

- ①不動産や金融商品に係るもの（土地及び家屋の購入代金、借入資金など）
- ②換金性の高いもの（商品券やプリペイドカード、切手、印紙、宝くじなど）
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項

に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

④国税、地方税や使用料などの公租公課

6. がんばる事業者応援する券の換金

- (1) 取扱店舗の換金手数料は無料です。
- (2) がんばる事業者応援する券の換金を受けようとする事業者は、当該がんばる事業者応援する券及び指定の「阿波市がんばる事業者応援する券換金請求書」(様式第3号)に必要事項を記入し、市長が別に指定する日までに商工観光課がんばる事業者応援する券事業担当窓口へ提出してください。
- (3) 換金は、当該換金請求の翌月5日又は15日若しくは25日に、登録申込時に指定した預金口座へ入金します。
- (4) 換金期間は令和4年7月15日(金)から令和5年3月10日(金)まで。
※換金期限を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

7. 注意事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 市が配布する啓発用グッズ(ポスター等)を、使用者から見やすい場所に設置すること。
- (3) 偽造された券の使用など、がんばる事業者応援する券の不正使用が明らかである場合は受け取りを拒否するとともに、速やかに商工観光課がんばる事業者応援する券事業担当窓口へ連絡すること。
- (4) がんばる事業者応援する券は現金との引換え、交換、譲渡、販売をしてはならない。
- (5) がんばる事業者応援する券を受け取ったときは、再流失を防止するため裏面に使用年月日の記載及び受領印を押すこととし、すでに他の取扱店舗の受領印があるものは受け取りを拒否すること。
- (6) がんばる事業者応援する券の盗難、紛失、滅失、その他の事故発生に対して、市は責を負わない。
- (7) 市は、事業者が本要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店舗資格を取り消すものとし、登録証明書の返還を求めるものとする。
- (8) 事業者は、自ら取扱店舗の登録を解除したい場合は、「阿波市がんばる事業者応援する券取扱店舗登録解除届出書」(様式第4号)を商工観光課がんばる事業者応援する券事業担当窓口へ提出し、登録証明書を返却すること。
- (9) この事業により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

8. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【問い合わせ先】

阿波市 産業経済部 商工観光課 がんばる事業者応援する券事業担当窓口
〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201-1 TEL : 0883(36)8722 (直通)